

不受理申出

平成 年 月 日 申出

午前 午後 時 分

長 殿

受付 平成 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	発送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	長 印
書類調査	戸籍調査
不受理期間終了日 平成 年 月 日	

不受理処分をする届出	届出事件の種別	協議離婚届 婚姻届	養子縁組届 養子離縁届	その他 () 届
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	
	住 所 (住民登録をしているところ)			
	本 籍			
申 出 理 由	届出の意志がなく、届書に署名押印したこともない 届書に署名押印したが、その後、届出の意志をなくした			
不 受 理 期 間 (上記届出について不受理の取扱いをする期間)	本申出書受付の日から6ヶ月間 本申出書受付の日から平成 年 月 日まで (6ヶ月を超えないようにすること)			
そ の 他				

上記届出が不受理期間中に提出された場合には、これを受理しないようお願いします。

申 出 人 署 名 押 印	印
連 絡 先 (連絡方法の希望)	TEL() - 自宅 勤務先 呼出(方) 希望

《 注 意 事 項 》

- あなたが届出人でない届出についての不受理申出はできません。
- この不受理申出書はできるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 不受理期間を記載しない場合又は6ヶ月を超える期間を記載した場合には、不受理期間を6箇月とします。
- あなたが不受理期間中に転籍した場合には、以後、この申出は転籍地市区町村長に対する申出となります。
- 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局から質問又は出頭依頼をする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 不受理申出の意志を改めた場合には、必ず自分で署名押印した取下書を提出してください。
- 不受理期間終了後も不受理の取扱いを希望する場合には、改めて申出書を提出してください。提出のない限り、申出の意志をなくしたものとして取り扱います。

この不受理申出の期間終了日は、

平成 年 月 日 です。

届書に押印した印

字訂正
字加入
字削除